

申請方法

1

登録申請条件・登録サロン規約を確認

協会WEBサイト > 会員向け情報 > 個人会員の各種手続き > 登録サロンの申請手続きより「登録サロン制度規約」と、申請条件の詳細を「申請条件チェックシート」にてご確認ください。



協会WEB
(登録サロンの申請手続き)

2

会員更新のお手続き(年会費の納入)

会員区分によって、申請できる登録サロン区分が異なりますので、よくご確認のうえ、会員更新をお手続きください。

3

登録申請書記入・署名

申請条件を満たし、「登録サロン制度規約」に同意いただけるサロンは、申請書をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、「同意および誓約」のページにサロンオーナーがご署名ください。
AJESTHE登録サロンの申請に関する書類一式の郵送をご希望の方は、協会WEBサイトの「お問い合わせ」よりご連絡ください。



協会WEB
(お問い合わせ)

4

協会事務局へ申請書類を送付

申請書の他に、提出が必要な書類がないかをご確認のうえ、申請書類一式を事務局に送付してください。
FAXでの申請は受付けておりません。
到着が確認できる方法で送付してください。(簡易書留、レターパックライト、宅配便等)
【送付先】一般社団法人 日本エステティック協会 事務局(サロン担当)
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル3F TEL:03-3234-8496

5

協会事務局が到着した申請書類を確認し、申請条件に応じて登録

「AJESTHEアソシエイトサロン」、「AJESTHEメンバーズサロン」、「AJESTHEプレミアムサロン」で登録。
※申請者が「普通会員」、「法人正会員の提携先(加盟店)」については、登録条件を満たした時点で改めて事務局よりメールにて登録料のお振込み先をご連絡いたします。

6

登録完了後、協会事務局より登録サロン証をお届け

正会員・一般会員・法人正会員：年会費の納入確認後、順次発送。
普通会員：年会費の納入およびAJESTHE登録サロンの登録料3,000円(税別)の納入確認後、順次発送。
法人正会員の提携先(加盟店)：AJESTHE登録サロンの登録料3,000円(税別)の納入確認後、順次発送。

AJESTHE登録サロン GUIDE BOOK 2025



一般社団法人
日本エステティック協会
プレミアムサロン



一般社団法人
日本エステティック協会
メンバーズサロン



一般社団法人
日本エステティック協会
アソシエイトサロン

日本エステティック協会では 「登録サロン制度」を設けています

登録サロン制度は、お客様がエステティックサロンを選ばれる際、安全・安心なサロンであることの指標の一つになります。

サロン側は常に安全・安心に対する意識を持ち、エステティックサービスを提供することと、従業員の方が安全・安心に働ける環境作りを目的とした制度で、その目的に賛同し、申請条件を満たすことで登録できるサロンが、AJESTHE登録サロンです。

登録サロンとは

サロンで働く従業員の方々の就労環境が整っており、労働基準法に関する基準が満たされているサロンです。

また、お客様に対して安全・安心なエステティックサービスを提供するための知識・技術が一定の基準を満たしており、普通会员の方より登録できるサロンを「AJESTHEアソシエイトサロン」。

正会員、法人正会員またはその提携先(加盟店)が登録できるサロンは「AJESTHEメンバーズ サロン」です。

さらに厳しい条件を満たし、在籍する全技術者がAJESTHE認定エステティシャン以上の資格を保有しているサロンを、『AJESTHE プレミアム サロン』として登録しています。



プレミアムサロン



メンバーズ サロン



アソシエイトサロン

登録メリット

AJESTHE登録サロンへ登録すると受けられる、各種サービスをご紹介

1 登録サロン証の発行(毎年度更新)



プレミアムサロン証



メンバーズサロン証



アソシエイトサロン証

※ サロン証再発行については、サロン名が変更になった場合のみ、現サロン証をご返却いただくことで再発行いたします。
再発行手数料¥2,200(税込)。
送料は、宅急便着払いにて実費をご負担いただきます。

2 登録サロン各種ロゴの使用



プレミアムサロン



メンバーズサロン



アソシエイトサロン

3 登録サロンイメージポスター



※2025年2月現在

4 協会ホームページサロン情報掲載

※希望の場合のみ



登録サロンとして登録完了後、サロン名等(サロン情報)を協会WEBサイト「登録サロン一覧」に掲載することができます。

ホームページに掲載される内容

◎サロン名※
◎所在地(住所)※ ◎電話番号※
◎サロンWEBサイトURL(希望者のみ)
掲載内容は、上記の※印箇所全ての項目が掲載必須となります。

5 お客様サポートセンター



ステッカー
(A5サイズ)見本

AJESTHE登録サロンをご利用頂いたお客様の相談窓口となります。お客様から収集した情報をもとに、登録サロンへ、お客様の声をフィードバックいたします。それにより、お客様満足度を高める継続的な取組をお手伝いさせていただきます。

受付時間	毎週月曜～金曜 9:00～17:00 (但し、祝日及び年末年始を除く)
電話番号	0120-915-467 (フリーダイヤル)
対象者	協会登録サロンをご利用したお客様
相談対象	協会登録サロンにおける施術、契約・解約、サービスに関するお客様からの相談

AJESTHEプレミアムサロン 限定特典

6 求人広告の掲載



会報誌



認定校



協会WEBサイト(会員専用ページ)

求人広告を掲載ご希望のプレミアムサロン(法人正会員含)の方は、下記掲載内容を協会事務局までご連絡のうえ申請ください。

掲載内容

◎サロン名 ◎連絡先(TEL/E-mail) ◎保持資格 ◎勤務地(住所)
◎受付担当者(氏名) ◎エステティシャンとしての職種(サロン店長、施術スタッフ等)
お申込み 協会事務局 FAX:03-3234-8498 / メール:info@ajesthe.jp

7 AJESTHEプレミアムサロンカードを特別価格で作成

※3,520円(税込)/100枚/送料込



名刺タイプ



ショッピングカードタイプ

8 AJESTHEプレミアムサロン法律相談窓口

AJESTHEプレミアムサロンオーナー専用の、弁護士による電話法律相談サービスをご提供いたします。お電話を頂いた後、弁護士との予約を手配。相談予約時間帯に再度お電話を頂き、協会より弁護士へ電話を転送いたします。

(ご相談内容については、協会事務局ではお聞きしません)

受付時間	毎週月曜～金曜 9:00～17:00 (但し、祝日及び年末年始を除く)
電話番号	0120-915-573 (フリーダイヤル)
対象者	AJESTHEプレミアム サロン オーナー
相談対象	サロンに関わる下記事項(30分以内程度) ①会社(サロン)運営における法律上の問題 ②商取引における法律上の問題 ③雇用に関わる法律上の問題 ④裁判に関する問題 ⑤その他法務、争訟関係全般。 ※但し、係争中の案件は除く。

AJESTHE登録サロン申請条件

	アソシエイト	メンバーズ	プレミアム
申請者	◎正会員・一般会員・普通会員 ◎法人正会員または その提携先(加盟店)	◎正会員 ◎法人正会員または その提携先(加盟店)	◎正会員 (AJESTHE認定衛生管理者有資格者)
技術者	全て「正会員」または「普通会員」※正会員の比率無し		
	認定エステティシヤンの 有資格者が1名以上	認定エステティシヤン以上の 有資格者が50%以上	全て認定エステティシヤン以上の 有資格者
サロン実績	認定エステティシヤン以上の 有資格者が常時勤務となるよう 努める。	認定エステティシヤン以上の 有資格者が常時勤務。	AJESTHE メンバーズサロン登録から 1年以上経過、またはサロン実務経験 3年以上で認定エステティシヤン以上 の有資格者が常時勤務。
店 舗	実店舗を有して営業(法人正会員またはその提携先(加盟店)は、特定契約施設への派遣も含む)		実店舗を有して営業
料金の支払い形態	都度払いが可能		
保 険	賠償責任保険の加入(施設/生産/受託者)		
雇 用 労務管理	◎労働基準法の遵守 ◎自社(自サロン)の勤怠管理にタイムカード、もしくはシステムの仕組みを導入する等、適切な勤怠管理を実施している。		
人事評価	サロンにおいて2名以上の従業員が在籍している場合は、職業能力評価基準制度を導入※1していること。 ※登録サロン申請書と共にサロンスタッフ1名分の「人事評価シート」を提出。		
コン プ ラ イ ア ン ス	自主基準	◎「協会登録サロン規約」を遵守。 ◎(一社)日本エステティック振興協議会策定の各種「自主基準※2」を遵守。 ◎(公益)日本エステティック研究財団策定の「エステティックの衛生自主基準」を遵守。	
	法令遵守	◎サロンに在籍する協会会員(正会員/一般会員/普通会員)全員がAJESTHE eアカデミー※3の各講座を毎年度受講し合格。 ◎個人情報の取り扱いに関するガイドラインを遵守し、安全な個人情報管理措置を講ずる。 ◎18歳、19歳の成人に対し、10万円を越える契約の場合、必ず収入証明書(給与明細)を提出いただくか、提出できない場合は親の同意書にて確認を行う。	
	衛生管理	eラーニング「エステティックの 衛生基準」※4 修了証書を授与 された者が1名以上常時勤務。	AJESTHE認定衛生管理者が 1名以上常時勤務。 ◎施術者全員が、eラーニング「エス テティックの衛生基準」※4修了証書を 授与された方で、1名以上常時勤務。 ◎衛生管理責任者を設置※5
美容ライト脱毛	(一社)日本エステティック振興協議会 「美容ライト脱毛安全講習会」の合格証取得者が 施術を行っている。		(一社)日本エステティック振興 協議会「美容ライト脱毛技術者 講習会」合格証取得者が施術を 行っている。
登録料	正会員は無料。普通会員/法人正会員の提携先は3,000円(税別)。		

※1 導入とは、職業能力評価基準制度の活用ツール「人材要件総括表」にあるスキル要件をスタッフの人事評価に含めることをいう。

※2 「エステティック業統一自主基準」「フェイシャル・ボディ エステティック自主基準」※美容ライト脱毛をメニューとして導入されている場合は、「美容ライト脱毛自主基準」も遵守。

※3 個人情報保護法/特定商取引法と消費者契約法/景品表示法/法令遵守のポイント(テスト無)/あなたのサロンは大丈夫? サロンQ&A PART1・PART2・PART3・PART4(テスト無)

※4 「エステティックの衛生基準」eラーニングは、(公益)日本エステティック研究財団にて実施。

※5 AJESTHE認定衛生管理責任者の有資格者の中から、衛生管理の責任者を1店舗につき1名設置。

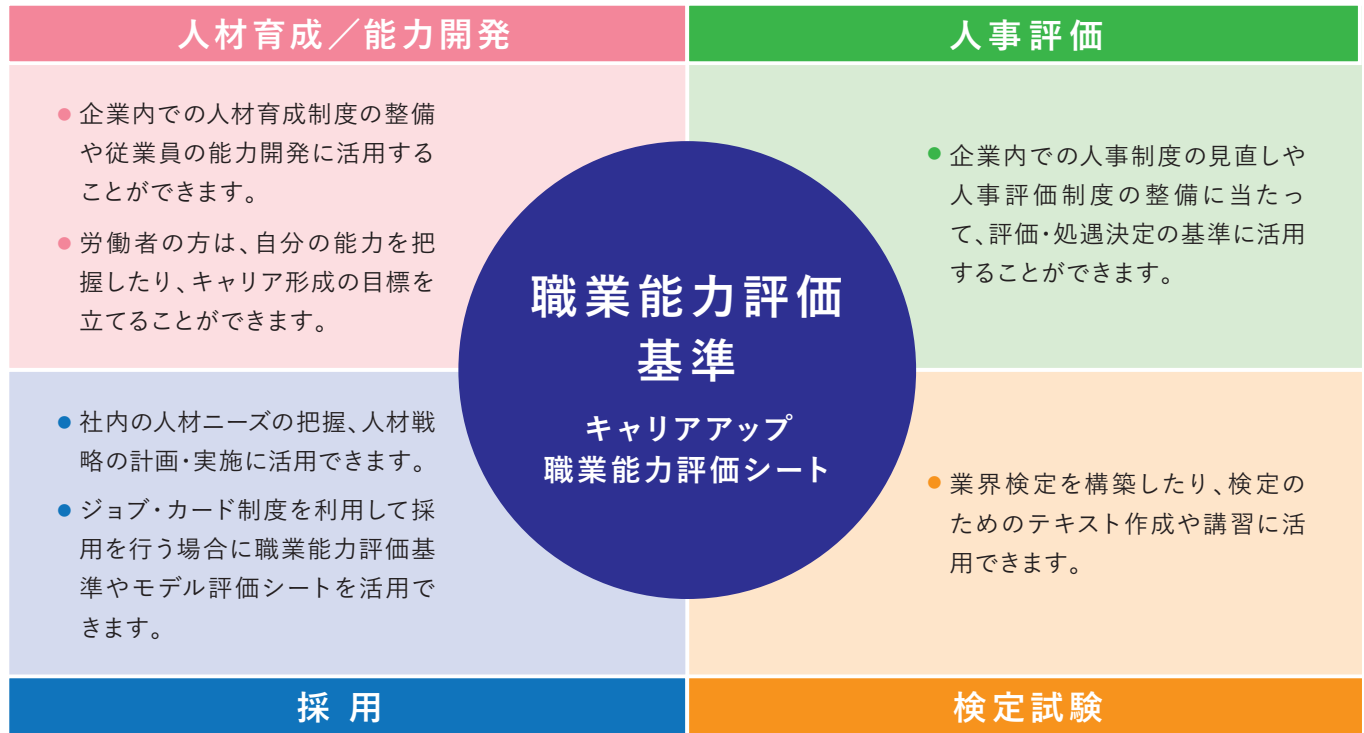
職業能力評価基準制度とは

「職業能力評価基準」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理したもので、「職業能力評価制度」の中心をなす公的な職業能力の評価基準です。

下図のように、採用や人材育成、人事評価、さらには

検定試験の「基準書」として、様々な場面で活用できるものとなっています。

また、職業能力評価基準をもとに、企業が人材育成に取り組むに当たって、より簡単に利用できるツールとして、「キャリアマップ」と「職業能力評価シート」が作成されています。



※厚生労働省 職業能力評価基準 ホームページより引用

職業能力評価基準のエステティック業に関する導入・活用マニュアルや活用ツールなど、下記サイトより確認やダウンロードすることができます。



「エステティック業の人材育成のために」冊子

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/syokunou/index.html